

令和7年度第2回 苫小牧市公共交通協議会（書面開催）

令和7年6月18日（水）～25日（水）

次 第

議 題

【審議事項】

議案第1号：樽前予約運行型バス（樽前ハッピー号）計画申請（案）について

令和 7 年 6 月 27 日

(名称) 苫小牧市公共交通協議会
会 長 下 夕 村 光 弘**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

苫小牧市では、東西約40kmに亘って市街地が形成されているため、移動の自由度が高い自家用車に依存したライフスタイルが定着しており、バス利用者は減少傾向にある。特に郊外路線においては、バスの運行便数に対して利用者が極めて少ない路線も存在しており、運転手不足も相まって路線の存続が強く懸念されている。また、全国的に進行している人口減少と少子高齢化は苫小牧市も例外ではなく、令和7年3月末時点の高齢化率は30.77%と全国平均を1.67pt上回る形で推移しており、将来に亘り市民生活を支えるための交通ネットワークの構築が急務となっている。

このような状況において、本件申請対象である樽前予約型運行バスは、樽前小学校への児童輸送と地域住民の生活交通手段として重要な機能を果たしている。元来、樽前地区には路線バスの「錦西樽前ガロー線」とスクールバスが運行していたが、路線バスの利用者が少ないことに加え、両バスの運行ルートが重複していたことから運行見直しを迫られた経緯がある。これらを踏まえ、平成23年3月に策定した苫小牧市地域公共交通総合連携計画において、樽前地区における路線バスとスクールバスの一元化による「デマンド型コミュニティバスの導入」を位置付け、平成24年4月から地域公共交通確保維持改善事業によるデマンド型コミュニティバスを本格運行させてきた。

以降、利用者ニーズに合わせて、路線やダイヤの改正、予約時間の延長などサービス向上に取り組んできたが、さらにコミュニティバスの重要性が高まると考え、平成26年3月に策定した第2次苫小牧市地域公共交通総合連携計画に「デマンド型コミュニティバスの維持・改善」を位置付け、利便性の高い生活交通ネットワークの維持に努めている。

加えて、令和3年6月に策定した苫小牧市地域公共交通計画においては、「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」を基本理念に掲げ、これに基づく取組の一環として「樽前予約運行型バス（樽前ハッピー号）運行事業」を位置付け、バス路線網を補完する交通サービスを継続することとしている。

樽前地区においては、地域住民の7割超を高齢者が占めており、買い物や通院をはじめとする日常生活上の移動や地域間幹線系統路線との接続による広域的な移動がますます重要となっていることから、樽前予約型運行バスを維持・存続し、住民生活の足を将来に亘って確保していくことが必要不可欠である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

地域公共交通確保維持改善事業の実施にあたり、以下の目標を設定する。

項 目	現 状	目 標
一日あたりのバス利用者数（樽前地区）	21 人/日 (R6 補助年度)	22 人/日 (R8 補助年度)
バス利用者満足度（樽前地区）	96% (R6 調査)	97%以上 (R7 調査)

(2) 事業の効果

- ・ 高齢率が7割超の樽前地区において、コミュニティバスの運行を維持することで地域住民が必要とする日常生活上の移動手段を確保・提供することができる。
- ・ 樽前小学校に通学する児童の輸送効率化と利便性の向上を図ることができる。
(※樽前小学校は小規模特認校として、市内広域の児童が通学している)
- ・ 地域間幹線系統と接続することで、広域的な移動が可能となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業名：樽前予約型運行バス利用促進事業
実施主体：苫小牧市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

苫小牧市から運行事業者に支払う委託料については、運行経費から国庫補助金額及び運賃収入の合計額を差し引いた差額分を負担している。
(※委託料＝運行経費－(国庫補助金額＋運賃収入))

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

一日あたりのバス利用者数は、運行事業者からの運行実績をもとに集計し測定する。
バス利用者満足度は、アンケート調査により把握する。
評価に関しては、苫小牧市公共交通協議会にて報告を行い、評価を得る。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 ※該当なし
(2) 事業の効果 ※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 7 年 1 月 21 日 令和 6 年度第 4 回協議会
～ 協議会委員変更及び路線バスダイヤ改正、令和 7 年度予算案について承認。
- ・ 令和 7 年 5 月 20 日 令和 7 年度第 1 回協議会（実地開催）
～ 令和 6 年度事業報告、事業評価案並びに令和 7 年度事業計画案等について承認。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 苫小牧市地域公共交通総合連携計画について、パブリックコメントを実施。
- ・ 第 2 次苫小牧市地域公共交通総合連携計画について、パブリックコメントを実施。
- ・ 苫小牧市地域公共交通計画について、パブリックコメントを実施。
- ・ 協議会の構成委員は交通事業者や公募委員、市民団体の代表者等であり、協議を通じて得られた多面的な意見を反映して各種計画を策定している。
- ・ 毎年、地域内フィーダー運行地区の住民と利用者を対象としたアンケート調査を実施しており、運行上の意見や要望等を聴取している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 苫小牧市旭町 4 丁目 5 番 6 号

（所 属） 苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課

（氏 名） 滝沢 拓也（たきざわ たくや）

（電 話） 0144-84-4071

（e-mail） matidukuri@city.tomakomai.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

【説明補助資料】

1.計画策定の理由

- ① 樽前予約運行型バス（樽前ハッピー号）に関しては、国の補助事業である地域公共交通確保維持事業を活用しており、令和8補助年度の補助継続を申請するために地域内フィーダー系統確保維持計画を策定いたしました。
- ② 国に申請する際には、本協議会名義で申請する必要があるため、委員各位に計画内容をお諮りするものです。

2.備 考

- ① 補助対象期間は、令和7年10月～令和8年9月（＝令和8補助年度）とされております。
- ② 計画2.（1）「事業の目標」の数値設定根拠は、以下の通りです。

▶「一日あたりのバス利用者数」について

樽前小学校在籍児童数の変動や地域住民の高齢化に伴う利用者数の減少を考慮しつつ、バス待合環境の整備やバス利便性向上の利用促進の取組周知等により、現状値からの増加を目指すものとして「22人」と設定しております。

▶「バス利用者満足度」について

毎年実施しているハッピー号利用者アンケートの「満足度」割合を基準とし、前年度よりも増加を目指すものとして「97%」と設定しております。